

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

株式会社 ジャルコ
取締役会 御中

K D A 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャルコの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度に引き続き当事業年度においても営業損失、純損失の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための対応策は、当該注記に記載されているが、業績への貢献は来期以降であり、今後の消費動向に左右される要因が大きいこと、資金については不確定であることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及び附属明細書に反映されていない。
2. 会社は個別注記表の重要な後発事象に関する注記に以下の内容を記載している。
 - (1) 株式併合について平成23年6月28日に予定されている第55回定時株主総会において株式併合及び定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件とし、平成23年9月1日に効力が発生する旨。
 - (2) 単独株式移転による持株会社設立について、第55回定時株主総会において承認されることを条件とし、平成23年10月3日を効力発生日として持株会社を設立する旨。
 - (3) 金銭消費貸借契約について、平成23年5月27日に代表取締役社長田辺氏より40百万円、平成23年5月31日に株M-1インベストメントより50百万円の借入の入金があった旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

株式会社ジャルコ
取締役会 御中

K D A 監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬昌
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 関 本 享
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャルコの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャルコ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度に引き続き当連結会計年度においても営業損失、純損失の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消するための対応策は、当該注記に記載されているが、業績への貢献は来期以降であり、今後の消費動向に左右される要因が大きいこと、資金については不確定であることから現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 会社は連結注記表の重要な後発事象に関する注記に以下の内容を記載している。
 - (1) 株式併合について平成23年6月28日に予定されている第55回定時株主総会において株式併合及び定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件とし、平成23年9月1日に効力が発生する旨。
 - (2) 単独株式移転による持株会社設立について、第55回定時株主総会において承認されることを条件とし、平成23年10月3日を効力発生日として持株会社を設立する旨。
 - (3) 金銭消費貸借契約について、平成23年5月27日に代表取締役社長田辺氏より40百万円、平成23年5月31日に株M-1インベストメントより50百万円の借入の入金があった旨。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

株式会社ジャルコ
取締役会 御中

平成 23 年 6 月 17 日

株式会社 ジャルコ 監査役会
常勤一時監査役（社外監査役） 吉 崎 雅 彦
社外監査役 麻 生 興 太 郎
社外監査役 藤 澤 宏

当監査役会は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

連結計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

(注) 平成 23 年 5 月 9 日付にて谷田部隆行氏が監査役を辞任したことに伴い、平成 23 年 6 月 2 日東京地方裁判所の決定により一時監査役職務代行者として吉崎雅彦が選任されました。